

# 調査課所管法人の皆様へ

## 移転価格税制に関する相談窓口をご利用ください

申告納税制度の下では、移転価格に関しても企業の皆様が自ら独立企業間価格を算定し、適正な申告を行うことが求められています。

企業の皆様の移転価格税制に関する税務コンプライアンスの維持・向上を目的として、各国税局（所）に企業の皆様をサポートする相談窓口を試行設置しました。

具体的には、以下の通りです。

### ◆ 試行の概要と相談窓口

各国税局（所）に、移転価格税制に係る一般的質疑及び個別取引等の相談を受け付ける窓口を設置しました。特に、同時文書化対象取引となる、個別の国外関連取引に係る具体的な相談を対象とし、移転価格税制の適用関係について当局の考え方や留意点をお答えします。

相談を行う場合は、相談をされる企業の納税地の管轄国税局（所）の相談窓口までご相談ください。

- 東京国税局・大阪国税局：調査第一部 国際調査管理課
- 名古屋国税局：調査部 国際調査管理課
- 関東信越国税局：調査査察部 国際調査課
- 沖縄国税事務所：調査課
- その他の国税局：調査査察部 調査管理課

全国の国税局の所在地及び電話番号は、国税庁ホームページ「国税局の所在地及び管轄区域」  
(<https://www.nta.go.jp/about/organization/access/map.htm>) をご覧ください。

### ◆ 対象

本試行は調査課所管法人を対象としています。税務署所管法人の皆様は、納税地を管轄する国税局（所）の電話相談センター等へご相談ください。

電話相談センター等へのご相談につきましては、国税庁ホームページ「税の相談」  
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/index.htm>) をご覧ください。

### ◆ ご留意いただきたい事項

相談内容に応じて、取引の概要等が分かる資料をご提出いただき、当該資料に基づく事実関係を前提としてお答えします。

回答は、企業の皆様から資料等で示された事実関係を前提とし、異なる事実関係や新たな事実関係があった場合には、回答内容と異なる課税関係となることがあります。

また、事実関係が不明な場合等、お答えできない場合があります。

なお、移転価格税制に関する事前確認につきましては、担当窓口が異なります。

移転価格税制に関する事前確認につきましては、国税庁ホームページ「移転価格税制に関する事前確認の申出及び事前相談について」  
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/kobetsu/itenkakakuzeisei/index.htm>) をご覧ください。